

福祉用具（車いす・杖等）のご利用に関するご案内

高齢や障がい、けが・病気により、車いすや杖などの福祉用具が必要になった場合は、ご本人の状況に応じた支援制度をご利用いただけます。
ここに主な代表的な制度と相談窓口をご紹介します。

1. 介護保険をご利用の場合（要介護・要支援認定を受けている方）

【主な制度】

- 介護保険による福祉用具貸与（レンタル）または販売（購入費の支給）
- 対象品目：車いす・歩行器・杖・手すりなど

【自己負担額】

- 原則 1 割（所得に応じて 2～3 割の場合あり）

【ご相談窓口】

- 担当のケアマネージャー
- 地域包括支援センター

2. 障害者手帳をお持ちの方（身体障害者手帳等）

【主な制度】

- 補装具費支給制度（車いす・歩行補助杖・義足など）
- 自立支援給付（訓練用用具等）

【自己負担額】

- 原則 1 割（所得区分により減免措置あり）

【ご相談窓口】

- お住いの市区町村 障害福祉課（障害者福祉担当）

3. その他（一時的なけが・病気など）

【利用方法】

- 自費による購入・レンタル
- 一部の医療機関・自治体では短期レンタル等の支援を行っている場合もあります

【ご相談窓口】

- 福祉用具取扱店（福祉用具専門相談員が在籍）
- 社会福祉協議会（各市町村にあり）

ご相談にあたってのお願い

- 対象となる制度の利用には、事前申請・医師の意見書などが必要な場合があります。
- 状況に応じて適切な制度をご案内いたしますので、まずはご相談ください。